

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成23年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物（太平洋セメント処理燃え殻等（陸前高田市第一期））処分業務 災害廃棄物（一般廃棄物 燃え殻及びばいじん）1,200トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部資源循環推進課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年6月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター 岩手県奥州市江刺区岩谷堂字大沢田113番地
- 5 随意契約に係る契約金額 1トン当たり25,200円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当